

## 建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領

### 1 目的

県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう）に伴って発生する建設発生土の有効利用と適正処理を推進することを目的とし、適正かつ安全な建設発生土の民間常設ストックヤード（※1）及び民間常設受入施設（※2）（以下「民間受入施設」という）を、指定処分地の候補として「島根県建設発生土常設受入施設一覧表」（以下「受入施設一覧表」という）に登録することとする。

（※1）民間常設ストックヤードとは、建設発生土を受入れ、埋土等により跡地利用において有効利用されるとともに、受入土砂を再利用土として搬出できる機能を持つ民間の有料常設施設を指す。

（※2）民間常設受入施設とは、建設発生土を受入れ、埋土等により跡地利用において有効利用される民間の有料常設施設を指す。

### 2 民間受入施設の登録申請

島根県各県土整備事務所（局）（以下「地方機関」という）が、適正かつ安全な建設発生土の民間受入施設を、指定処分地の候補として受入施設一覧表に登録するにあたり、登録を受けようとする者（以下「事業者」といい、個人、協同組合、協会、共同企業体、法人を指す）は、登録申請書を提出するものとする。登録申請書には下記（4）の要件を満たすことを証明する書類（別添：「建設発生土民間受入施設登録に係る申請者要件審査書類一覧表」（以下「要件審査書類一覧表」という）で示す書類）及び、事業計画内容等を記載した、建設発生土の民間受入施設としての登録に必要な書類（別添：「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」（以下「登録申請書類一覧表」という）で示す書類）を添付し民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出する。

#### （1）登録の対象

受入料金を徴する民間受入施設で、「島根県土地利用対策要綱」（昭和60年4月1日島根県告示第330号）（以下「県土地要綱」という）第2条第1項（1）に該当し、第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、若しくは許可を得る見込みが確実である民間受入施設を本登録制度の対象とする。

但し、公共事業の動向並びに既存登録受入施設の残容量等により、新たに登録をしない場合もある。

#### （2）登録申請を必要としない受入施設

1) 地方公共団体が出資し、民法34条に基づき設立され、主務官庁が許可した社団法人または財団法人が、事業計画について「県土地要綱」第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可を受け、直接管理運営する受入施設。

また、工事間利用として扱う場合も、本要領においては登録しない。

(3) 登録申請を必要とする受入施設

2) 上記(2)以外の受入施設。

なお、地方公共団体が事業者であっても、管理運営を民間で行っている受入施設は、本要領に基づく登録申請を必要とする。

(4) 事業者等の要件

1) 事業者の要件

- ① 事業者と工事施行者、管理者が異なる場合は、事業者が代表して事業計画の履行の保証をするものであることを証明すること。
- ② 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第8条の各号に規定する欠格要件及び、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）第14条第5項第2号に規定する欠格要件を基本とした、（様式3）に規定する要件に該当しないこと。
- ③ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

2) 工事施行者の要件

- ① 建設発生土の民間受入施設登録申請で、施設を開設するまでの造成工事を行う者（以下「工事施行者」といい、協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第5条、又は第15条に規定する建設業の許可を受けていること。

3) 管理者の要件（事業者が管理をしない場合）

- ① 建設発生土の民間受入施設登録申請で土砂の搬入、搬出に係る管理や現場施設等の管理運営を行う者（以下「管理者」といい、協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第8条の各号に規定する欠格要件及び、廃棄物処理法第14条第5項第2号に規定する欠格要件を基本とした、（様式3）に規定する要件に該当しないこと。
- ② 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4) 法令等の許可による事業者等要件の適格判断

事業者及び管理者は、当該登録申請時に以下の許可を両方受けている場合、若しくは、いずれかの許可を受け継続して5年以上が経過していることが証明できる場合には、許可書の写しを添付することで適格と判断できるものとする。

- ①建設業法第5条、又は第15条に規定する建設業の許可。
- ②廃棄物処理法第14条第6項に規定する産業廃棄物処理業の許可。

(5) 登録基準

1) 事業計画審査基準

登録申請書が適正に表現され、事業計画が必要事項を満足し、必要書類が添付されていること。

- ①県土地要綱に基づく開発協議が実施され開発協議通知書の指導事項への対応がなされていること。
- 開発協議書（写し）の添付
  - 開発協議通知書（写し）の添付
  - 開発協議通知書の指導事項への対応書類（写し）の添付
- ②事業区域が適正に表現されていること。
- 位置の表示、面積
- ③事業費及び資金計画が適正に表現され計画が妥当であること。
- 事業費及び資金計画
- ④受入施設の構造計画・施設管理計画が適正に表現され計画が妥当であること。
- 受入施設計画容量
  - 土工基準
  - 盛土方法及び数量計算
  - 防災措置・安全対策計画
    - イ 土砂流出対策（沈砂池の有無、沈砂池の形状等）
    - ロ 排水対策（施設計画、排水系統、流域計算等）
    - ハ 法面の保護対策（盛土安定計算、構造物の構造計算の有無）
    - ニ 不法投棄対策
- ⑤建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画が適正に表現され計画が妥当であること。
- 搬入搬出計画にあたっての土質区分基準は、「発生土の利用基準」（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）で示す土質区分（第〇種建設発生土）を用いること。
  - 受入計画
    - （期間、時間、受入基準、受入方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）
  - 搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）
    - （期間、時間、搬出基準、搬出方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）
  - 周辺道路の整備状況
  - 道路の汚れ対策
  - ストックヤードの土砂の分別・搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）
  - 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）第18条第1項の規定による届出がなされていること。（ストックヤード計画の場合のみ）
- ⑥地域住民等の同意状況が適正に表現され同意が得られていること。
- 地域住民への事業計画説明状況
  - 同意書（写し）の添付
- ⑦必要図面が添付され、必要事項が記入されていること。
- 必要図面の添付。
- ⑧確約書（様式5）により以下の項目が確約されること。
- 民間受入施設において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡すること。
  - 民間受入施設周辺に汚濁水、流出土砂等による影響があった場合、事業者の責任

で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡すること。

- 民間受入施設外の道路について、次のとおりの対応をとること。

イ 土砂搬入搬出により受入施設外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任において行うこと。

ロ 国・県道等から民間受入施設に至る道路について、土砂搬入搬出による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は事業者の責任において行うこと。

- 現地審査及び現地パトロールの実施において全面的に協力すること。

- ⑨計画審査にあたっては、別紙、建設発生土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリストを作成し審査する。

- ⑩受入料金は次のとおりとする。

- 土地造成については無料とする。なお、開発協議書における開発協議の概要の如何にかかわらず、受入料金の設定上、次の場合は土地造成として取り扱う。

イ 公道に接していて、残土受入後、容易に転用できると判断される場合

ロ 周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断される場合

- 土地造成以外は、必要経費等（整地作業、積込み作業、防災対策、環境対策等の経費等）を計上することができる。

## 2) 現地審査基準

民間受入施設が事業計画と適合し、計画が妥当であること。

- ①民間受入施設が次の要件を満足し、問題がないこと。

- 登録申請の受入施設表示看板が設置され、事業範囲が杭等の目印により、判別できること。

- 受入施設の入出口が、柵や施錠により外部からの侵入が制限されていること。

- 受入（搬出）時期は、随時可能であること。

- 建設発生土搬入後の受入施設の整地は、事業者で対応できること。

- ストックヤードの場合、搬出予定土砂が分別されていること。

- 建設発生土を資材として搬出する際、ダンプトラックへの積込みは事業者で対応できること。

- 土砂の崩落又は流出による二次災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう地盤改良、擁壁の設置等安全上必要な措置がなされていること。

- 受入施設の雨水が適正に排出できるよう、受入施設及びその周辺に汚濁水、流出土砂等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。

- 受入施設外の道路を汚さないよう必要な措置がなされていること。

- 受入施設内の道路は、大型ダンプトラック（10t車）が通行するのに十分な幅員が確保されていること。また、受入地内の交通を支障なく処理し、受入施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入施設外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されていること。

- 国・県道等から受入施設に至る道路は、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されていること。

- 産業廃棄物が混入されていないこと。

- 採石場等の採取跡地に建設発生土を処分していないこと。

この場合における採石場の採取跡地とは、採石法の許可を受け同法の廃止手続がなされていない岩石採取場及び砂利採取法の許可を受け同法の廃止手続がなされていない砂利採取場のことをいう。

※採石場等の採取跡地に建設発生土を処分する場合は、無償受入の場合のみであるとともに、発生土の受入が採石法及び砂利採取法の採取計画と合致していることを確認する必要がある。

- 受入施設の土工基準（盛土高、法面勾配、小段幅等）が「道路土工－施工指針」（昭和61年11月）（社）日本道路協会）に合致していること。異なる基準を用いている場合は、安定計算等により盛土の安定が確認されていること。

- ②現地審査にあたっては、建設発生土民間受入施設の現地審査票（様式10）を作成し審査する。

#### （6）民間受入施設の登録申請書

事業者が提出しなければならない建設発生土民間受入施設登録申請書は（様式1）及び事業者等の要件に関する項目（様式2、2-2、2-3）とし、添付書類は、「登録申請書類一覧表」及び「要件審査書類一覧表」による。

#### （7）民間受入施設の変更登録申請書

民間受入施設の登録申請書の記載事項に変更（面積、容量、事業者要件等）が発生した時点で、変更申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、変更申請書は（様式1）及び事業者等の要件に関する項目（様式2、2-2、2-3）の変更に係る様式とし、添付書類は、「登録申請書類一覧表」及び「要件審査書類一覧表」の変更に係る書類とする。

#### （8）登録申請書の提出部数

登録申請書の提出部数は2部とする。

### 3 民間受入施設の審査及び登録

#### （1）計画審査及び現地審査（地方機関）

各地方機関は、民間受入施設の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、別紙「建設発生土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリスト」（以下「チェックリスト」という）及び現地審査票（様式10）により、速やかに計画審査及び現地審査を行う。

また、提出書類についても、内容（事業者要件・関係許可書等）を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うとともに現地審査による指導を行うものとする。なお、採石場の採取跡地に残土を処分する場合は、登録の対象としない。

#### （2）受入施設一覧表への登録（地方機関）

各地方機関の長は、計画審査及び現地審査結果をもとに、別紙チェックリストにより適正で安全な民間受入施設と判断した場合は、島根県土木部技術管理課と協議の上、受

入施設一覧表への登録を決定する。

登録期間は3年間とする。

受入施設一覧表へ登録決定を行った場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。

(3) 登録通知（地方機関）

民間受入施設の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適正で安全な受入施設と判断した場合には登録通知書（様式7）を事業者に送付する。

(4) 受入施設一覧表へ登録した施設の公表

受入施設一覧表に登録した施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上で公表する。

#### 4 登録施設の残容量等の報告及び現地パトロール

(1) 登録施設の残容量等の報告

登録施設の事業者は、受入のみの場合は1月末及び7月末の状況を翌月の7日までに、ストックヤードの場合は奇数月の末の状況を翌月の7日までに、①及び②により、地方機関の長に報告しなければならない。

①残容量及び搬出可能量（様式11）

②受入・搬出実績（様式12）

(2) 登録受入施設のパトロールの実施

各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票（様式10）により適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずるものとする。

①定期パトロール 年2回（原則として2月及び8月）実施する。

・基本的に、(1)の報告を基にして行う。

・2月については、管理状況が特に良好でありパトロールが不要であると地方機関の長が認める場合は、省略することができる。

②臨時パトロール 必要に応じて実施する。

(3) パトロール等の報告

各地方機関の長は、(1)及び(2)の結果を、遅滞なく島根県土木部技術管理課へ報告するものとする。

#### 5 継続登録申請

(1) 継続登録申請

受入施設一覧表に登録されている民間受入施設の事業者は、認定年度から3年目となる年度の1月末に、民間受入施設の登録申請書の記載事項を再確認して、継続申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、継続申請書は（様式1）及び事業者等の要件に関する項目（様式2、2-2、2-3）とし、添付書類は、「登録申請書類一覧表」及び「要件審査書類一覧表」による。

また、事業者等要件において、本要領2（4）4）①②に該当し、その許可証の写しにより適格としている者で、当該登録期間中に①②の有効期間が切れる場合は、①②の有効期間中に更新した①②の許可証の写しを（様式9）により、事業者は地方機関の長へ提出すること。

## （2）審査（地方機関）

各地方機関は、民間受入施設の継続申請書を受け付けた場合、現地審査票（様式10）により速やかに現地審査を実施するとともに、申請書類の内容（事業者要件等）を審査する。

## （3）受入施設一覧表への登録（地方機関）

各地方機関の長は、計画審査や現地審査の結果、適正で安全な受入施設と判断した場合は、登録の継続を決定する。

受入施設一覧表への継続登録決定を行った場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。

## （4）受入施設一覧表へ登録した施設の公表

受入施設一覧表に登録決定した施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上での公表を継続する。

## 6 受入が完了した民間受入施設の届出

### （1）民間受入施設の受入が完了した場合（事業者）

民間受入施設の受入が完了した時点で、民間受入施設の完了届け（様式6）を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

### （2）完了届の受理（地方機関）

完了届けを受け付けた場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。

### （3）民間受入施設として登録した施設の公表の抹消

受入れが完了した登録施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上での公表を抹消する。

## 7 登録施設の途中登録取消し

### （1）即時取消

既登録施設事業者で、申請書類の記載事項に登録判断に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合及び、周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上等の必要な措置がなされていない事が判明した場合には、即時受入地一覧表からの登録を取り消すこととする。

## (2) その他の取消

また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していたことが判明した場合及び、軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが判明した場合、各地方機関は事業者へ一定期間を設けて是正に必要な勧告若しくは助言を行うものとし、期間内には是正・改善が図られない場合には、受入施設一覧表からの登録を取り消すこととする。

## (3) 再登録

登録を取り消した施設及びその事業者並びに管理者については、取り消しの日から3年間は新たな登録を受け付けない。なお、事業者又は管理者が個人以外の場合にあっては、構成員又は出資者を含む。

## 8 経過措置

本要領制定日において登録済みの施設の登録期間は、3(2)又は5(1)に関わらず、改定日における残期間において有効とする。

## 9 その他

- (1) 登録にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。
- (2) 受入料（土地造成以外の場合に限る）は、発注者において見積等により設定する。

## 10 施行

この要領は、平成19年12月 1日から施行する。

第1回改定 令和 元年 6月 1日



(別紙)

## 建設発生土民間受入施設登録に関する判断基準チェックリスト

### 1. 事業計画審査

認定申請に係る書類が整備され必要事項を満足していること。(□に✓でチェックする。)

#### (1) 事業計画

##### 1) 事業計画

##### ①開発協議

###### ●申請日

- 申請日欄には、開発協議書の申請日が記載されているか。
- 開発協議書の写しが添付されているか。

###### ●県からの通知書

- 県からの開発協議通知書の文書番号及び通知日が記載されているか。
- 開発協議通知書の写しが添付されているか。
- 開発協議通知書の指導事項への対応がなされていることを証明する書類の写しが添付されているか。

##### ②事業区域

###### ●適正な位置の表示、面積

- 位置欄には、申請地が代表的地番及び筆数が記載されているか。
- 現地が判別できる現況写真が添付され、申請範囲が明示されているか。
- 面積欄には、事業区域全体の面積が㎡単位で記載されているか。

##### ③事業費及び資金計画

###### ●事業費及び資金計画

- 事業費、資金計画、資産の状況が記載され、様式4による詳細な内訳が添付されているか。
- 様式4の事業費、資金計画、資産の状況から資金面において事業実施が可能であるか。(資産>負債+資本であるか)

##### ④受入施設の構造計画・施設管理

###### ●受入施設計画容量

- 受入施設の計画容量をm<sup>3</sup>単位で記載されているか。
- 数量計算書と整合がとれているか。

###### ●土工基準

- 盛土勾配、盛土高、小段幅等が具体的に記載されているか。
- 土工基準が「道路土工－施工指針」(昭和61年11月)(社)日本道路協会)に合致しているか。
- 道路土工に依らない場合、妥当な土工基準を採用しているか。  
土工基準名 ( )

###### ●盛土方法及び数量計算

- 使用機械や盛土方法が具体的に記載されているか。
- 施工に係る数量計算書が添付されているか。
- 盛土計画は妥当なものかと判断されるか。

●防災措置・安全対策計画

イ 土砂流出対策（沈砂池の有無、沈砂池の形状等）

- 事業実施中、事業完了後の土砂流出対策及び管理者が具体的に記載されているか。
- 沈砂地が適切な基準により計画されているか。
- 沈砂地の規模が記載されているか。
- 土砂流出対策計画は妥当なものと判断されるか。

ロ 排水対策（施設計画、排水系統、流域計算等）

- 事業実施中、事業完了後の排水対策及び管理者について具体的に記載されているか。
- 排水系統が適切に記載されているか。
- 雨水に関する流域の流量計算書、水路断面の決定根拠が添付されているか。
- 排水対策計画は妥当なものと判断されるか。

ハ 法面の保護対策（盛土安定計算、構造物の構造計算の有無）

- 具体的な法面の保護対策が記載されているか。
- 土工基準が「道路土工－施工指針」（昭和61年11月）（社）日本道路協会）によらない場合、又は他の基準に依っている場合、盛土の安定計算がなされているか。
- 安定計算書の添付があるか。
- 法止めのための土留め擁壁が計画されている場合、構造計算書が添付されているか。
- 法面の保護対策計画は妥当なものと判断されるか。

ニ 不法投棄対策

- 受入施設に産業廃棄物等が不法に投棄されないための具体的な対策が記載されているか。
- 不法投棄対策計画は妥当なものと判断されるか。

⑤建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画

- 搬入搬出計画にあたっての土質区分基準は、「発生土の利用基準」（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）で示す土質区分（第〇種建設発生土）を用いること。

- 土質区分基準を「発生土の利用基準」に依っているか。

●受入計画

（期間、時間、受入基準、受入方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）

- 具体的な年間の受入期間が記載されているか。
- 具体的な受入時間帯が記載されているか。
- 具体的な受入基準が記載されているか。
- 具体的な受入方法が記載されているか。
- 受入伝票が添付されているか。
- 受入伝票の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬入車両計画が記載されているか。
- 受入価格について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。
- 受入価格の価格決定根拠が添付されているか。
- 具体的な受入土量の管理方法が記載されているか。
- 日報、月報の様式が添付されているか。
- 日報、月報の記載内容は、必要事項が網羅されているか。

受入計画は妥当なものと判断されるか。

●搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

（期間、時間、搬出基準、搬出方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）

- 具体的な年間の搬出期間が記載されているか。
- 具体的な搬出時間帯が記載されているか。
- 具体的な搬出基準が記載されているか。
- 具体的な搬出方法が記載されているか。
- 搬出伝票が添付されているか。
- 搬出伝票の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬出車両計画が記載されているか。
- 搬出価格について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。
- 搬出価格の価格決定根拠が添付されているか。
- 具体的な搬出土量の管理方法が記載されているか。
- 日報、月報の様式が添付されているか。
- 日報、月報の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬出計画は妥当なものと判断されるか。

●周辺道路の整備状況

- 受入施設と主要な県道、国道に至るまでの道路状況（道路名、幅員、舗装の有無、管理者等）が具体的に記載されているか。
- 周辺道路の整備状況は土砂の搬出入に支障はないと判断されるか。

●道路の汚れ対策

- 受入施設から車両が搬出する際の道路の汚れ対策が具体的に記載されているか。
- 道路の汚れ対策は妥当なものと判断されるか。

●ストックヤードの土砂の分別・搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

- 再利用土砂として搬出するための土砂の分別方法が具体的に記載されているか。
- 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）第18条第1項の規定による届出がなされているか。届出書の写しが添付されていること。（ストックヤード計画の場合）
- 大気汚染防止法にかかる粉塵対策（散水、転圧等）が記載されているか。
- スtockヤードの土砂の分別・搬出計画は妥当なものと判断されるか。

⑥地域住民等の同意状況

●地域住民への事業計画説明状況

- 地域住民へ事業計画の説明状況が具体的に記載されているか。

●同意書の有無

- 事業への同意が関係者から得られているか。
- 同意書の写しが添付されているか。

2) 図面

●必要図面の確認

- 位置図
- 現況平面図
- 計画平面図



要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

(法人の場合)

- 誓約書（様式 3）は添付されているか。
- 直前 3 カ年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類は添付されているか。
- 定款または寄付行為及び登記事項証明書は添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
- 法人で役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）は添付されているか。
- 事業者に必要な領（様式 3）4 号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

(個人)

- 誓約書（様式 3）は添付されているか。
- 直前 3 カ年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類は添付されているか。
- 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 事業者に必要な領（様式 3）4 号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

### 3) 事業者等（法人の場合）

- 事業者等が法人の場合、本要領 2（4）4）法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない法人の、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る申請者要件審査書類一覧表」

の必要書類が整備されているか。

- 誓約書（様式3）は添付されているか。
- 直前3カ年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類は添付されているか。
- 定款または寄付行為及び登記事項証明書は添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
- 法人で役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合はには、登記事項証明書）は添付されているか。
- 事業者に必要な領（様式3）4号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

#### 4) 事業者等（個人の場合）

●事業者等が個人の場合、本要領2（4）4）法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない個人の、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

- 誓約書（様式3）は添付されているか。
- 直前3カ年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類は添付されているか。
- 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 事業者に必要な領（様式3）4号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

## 2. 現地審査

現地審査において「可」と判断する場合は、次の該当項目の全てを満足していると認められる場合とする。

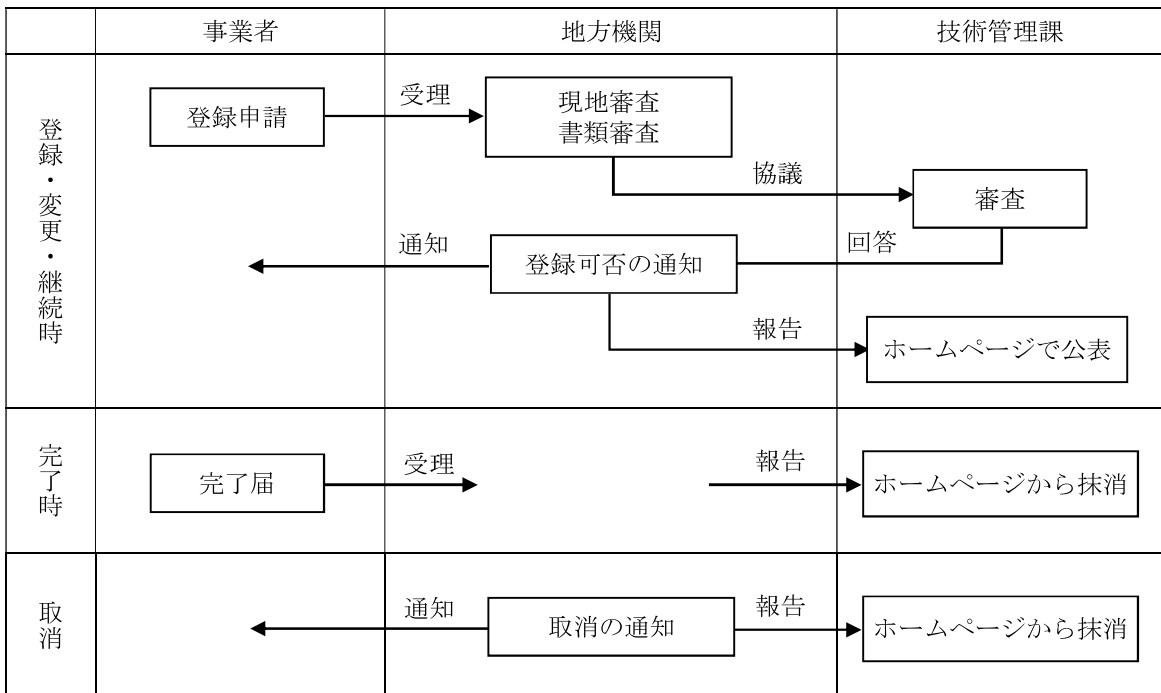
- 受入施設が、事業計画と適合しているとともに、現地審査票（様式10）において問題がないか。
- 現地審査において、協力的であること。
- 受入施設は妥当な施設であると判断されるか。

## 3. その他

- (1) 計画審査及び現地審査を行い、技術管理課と協議した上で、登録についての判断を行う。

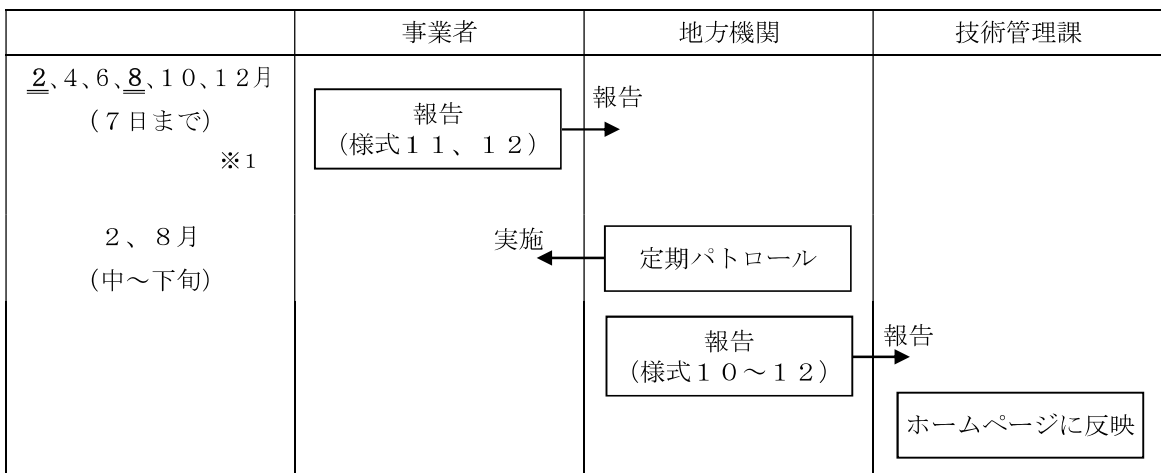
<参考>

手続フロー



(注) 登録申請にあたっては、建設発生土民間受入施設の登録・変更・継続申請書（様式-1）及び「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」、「建設発生土民間受入施設登録に係る申請書要件審査書類一覧表」の書類を添付する。

登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ



※1 受入のみの施設は2月及び8月、ストックヤードは偶数月に、7日までに報告。



表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q <sub>c</sub> *5) (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w <sub>n</sub> (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。  *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4b種		有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	-	
粘土*1), *9)	粘土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	粘土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	粘土 c		有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- \*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- \*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- \*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- \*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- \*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)  
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)  
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表

(提出部数は2部)

番号	書類名称	様式No.	記載内容	新規	変更	継続
1	民間受入施設の登録申請書	1		○	○	○
2	事業費と資金計画にかかる書類	4		○	△	—
3	当該受入施設に係る開発協議書の写し			○	△	—
4	県からの開発協議通知書の写し			○	△	—
5	開発協議通知書の指導事項への対応がなされていることを証明する書類の写し			○	△	—
6	当該受入施設が判別できる現況写真		範囲を明示	○	△	—
7	土地一覧表		開発協議書に添付のもの	○	△	—
8	数量計算書		受入土量、施設の数量を一覧と計算表	○	△	—
9	盛土安定計算書		施設の土工基準(盛土高、法面勾配、小段幅等が「道路土工—施工指針」(昭和61年11月(社)日本道路協会と異なる場合に盛土の安定を確認するための安定計算書	○	△	—
10	水路断面計算書		雨水に関する流量計算及び水路断面決定根拠	○	△	—
11	受入・搬出伝票の様式		伝票の様式	○	△	—
12	受入・搬出土量日報・月報の様式		日報・月報の様式	○	△	—
13	受入価格根拠		受入価格及びその設定根拠(収支計算書等)	○	△	—
14	搬出(販売)価格根拠		搬出(販売)価格の設定根拠	○	△	—
15	大気汚染防止法にかかる届出書の写し		ストックヤード計画の場合のみ	○	△	—
16	関係図面(開発協議添付の図面)					
	位置図(1/50,000程度)		範囲、排水経路、道路通行経路を明示	○	△	—
	各種現況図(1/1,000～1/3000程度)		地域区分の範囲、規制又は制限の範囲、排水経路、道路通行経路	○	△	—
	各種計画平面図(現況図に計画を入れたもの)		施設(受入施設、土砂流出対策施設、排水対策施設、不法投棄対策等)、法面保護対策、リサイクル分別ヤード	○	△	—
	縦断面図・横断面図(現況及び計画を入れる)		受入施設の縦断計画、横断計画	○	△	—
	付属施設の構造図、構造計算書等		水路、沈砂池、土留擁壁等の構造図、構造計算	○	△	—
	受入施設及び周辺の地番等が確認できる土地公図(不動産登記法第14条第1項で定める地図、または切図)		法定外財産の存在状況、事業範囲を明示	○	△	—
	跡地利用計画平面図		跡地利用計画	○	△	—
17	受入施設がある地区住民の代表者等の同意書			○	△	—
18	確約書	5	事業者が提出	○	△	—
19	認定書の写し		最新の認定書の写し	—	○	○

○:必須

△:該当項目のみ

建設発生土民間受入施設登録申請に係る申請者要件審査書類一覧表

(提出部数は2部)

番号	書類名称	様式No.	具体例	協同組合、協会、共同企業体	法人	個人	新規	変更	継続	要領2(3)1)の但し書き該当受入地
1	事業者要件に関する項目	2		■	○	○	○	○	○	○
2	工事施行者要件に関する項目	2-2	(工事施行者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	○
3	管理者要件に関する項目	2-3	(管理者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	○
4	島根県における廃棄物処理業及び建設業許可証		許可証の写しを添付する(有効期間外のものは無効)	■	○	○	○	○	○	—
5	誓約書(事業者)	3		■	○	○	○	○	○	—
6	誓約書(管理者)	3	(管理者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	—
7	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の経営構成図		事業者と工事施工者、管理者の関係(請負契約等)を明らかにし、責任分担の範囲を明示する	○	○	○	○	○	—	○
8	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の請負・委託契約書		契約書の写し	○	○	○	○	○	—	○
9	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		●直前3力年の事業年度分の ・決算報告書(貸借対照表、損益計算書) ・確定申告書の写し(別表一(一)、別表二、別表四、(別表一(一))に税務署受理印のあるもの) ・納税証明書(法人税:国税のみ)	■	○ 注1、2	—	○	○	○	—
10	資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類		・固定資産(課税・納税)証明書 ・預金残高証明書 ●直前3力年の事業年度分の ・納税証明書(法人税:国税のみ) ・確定申告書の写し	■	—	○ 注1、2	○	○	○	—
11	定款又は寄付行為及び登記事項証明書		・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書	■	○ 注1、2	—	○	○	○	—
12	住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ)		・住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書(法務局へ申請すること、以下同じ)	■	—	○ 注2、3	○	○	○	—
13	営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・法定代理人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	△ 注2、3	△ 注2、3	○	○	○	—
14	法人でその役員(相談役、顧問を含む)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・役員(相談役、顧問を含む)の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	○ 注2、3	—	○	○	○	—
15	先行動の株式会社総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)		・出資者の一覧表 ・確定申告書表2の写し(最新のもの) (個人)住民票の写し(本籍入りのもの)、登記されていないことの証明書 (法人)登記事項証明書	■	○ 注2、3	—	○	○	○	—
16	事業者が本要領2(1)1)⑦に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・使用人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	△ 注2、3	△ 注2、3	○	○	○	—
17	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類		・滞納がない旨の証明書	■	○	○	○	○	○	—
18	本要領2(3)1)の但し書きで規定する期間の公共事業からの建設発生土の受入実績を証明する書類		日報、月報等の写し等	—	—	—	—	—	—	○

○: 必須  
△: 該当項目のみ  
■: 協同組合、協会、共同企業体及び構成する個人・法人ごとにも必須

- 事業者、管理者(以下 事業者等)が協同組合、協会及び、共同企業体の場合は、構成するすべての個人、法人に関して、該当する書類が必要  
但し、建設発生土民間受入施設登録申請及び審査要領2(4)4)に該当する事業者等は以下の番号(着色)の書類を省略できる。  
5~6、9~17

注1) 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。)の提出に代えることができる。  
注2) 「不動産登記簿謄本」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し(外国人である場合の登録原票記載事項証明書(外国人登録証明書)含む)」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。  
注3) 有効な先行許可証の提出により「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を省略することができる。

様式 2

1. 事業者要件に関する項目

事業者が協同組合、協会、および共同企業体から成る場合は、構成するすべての個人、法人について、個人ごと、法人ごとに記載すること。

表中の法とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）を指す。表中の要領とは「建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領」を指す。

建設業法第5条又は、第15条に基づく許可、若しくは法第14条第6項に基づく許可を有している場合はその許可番号を記入	許可番号及び許可期間
	(建設業法第5条又は、第15条に基づく許可)
	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく許可)

事業者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
(協同組合、協会、共同企業体である場合、本欄を記入したうえで構成する個人、法人を上欄に記入する)		
(ふ り が な) 名 称		住 所

●上記の許可がある場合、以下は記入不要

法定代理人（事業者が要領（様式3）11号規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

要領（様式3）12号に規定する役員（事業者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所

地方機関の長 様

事業者 住所  
名称  
代表者

建設発生土民間受入施設の登録(変更・継続)を受けたいので、建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1	事業名	2 担当者名		3 工事施行者名				
		電話番号		管理者名				
4	開発協議	(1)申請日			(2)県からの通知書	文書番号		
						通知日		
5	事業区域	(1)位置			(2)面積			
6	事業費及び資金計画	(1)事業費			(2)資金計画			
7	受入施設の構造計画・施設管理	## 受入施設計画容量			## 土工基準			
		## 盛土方法及び数量計算						
		## 土砂流出対策	受入・出荷中		沈砂地の有無及び形状	有	B(幅) × L(長さ) × H(高さ)	
			事業完了後			無		
		## 排水対策	受入・出荷中		左の排水系統			
			事業完了後					
		## 法面保護対策				盛土安定計算の有無	有 無	
		## 不法投棄対策						
		8	建設発生土の搬入計画、再生利用土の搬出計画	## 受入計画	期間		(3)周辺道路の整備状況	
					時間			
受入基準								
受入方法								
通行台数								
## 搬出計画(ストックヤード計画の場合のみ)	搬出基準							
	搬出方法							
	通行台数							
	価格・要素							
	土量管理方法							
## 道路のよごれ対策				左の水源				
## スtockヤードの土砂の分別・搬出計画								
9	地域住民等の同意	## 地域住民への事業計画説明状況						
		## 同意書						
		同意相手先						

※ 本様式は、A3で提出すること。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（事業者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所

要領（様式3）12号、13号に規定する使用人（事業者当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

備考

- 「法定代理人」の欄から「要領（様式3）12号、13号に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式 2-2

2. 工事施行者要件に関する項目（事業者と工事施行者が異なる場合に記入）

工事施行者は、建設業法第5条又は、第15条に基づく許可を受けていること。

建設業法第5条又は、 第15条に基づく許可 番号を記入	許可番号及び許可期間	
	(建設業法第5条又は、第15条に基づく許可)	
工事施行者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
(協同組合、協会、共同企業体である場合、本欄を記入したうえで構成する個人、法人を上欄に記入する)		
(ふ り が な) 名 称		住 所

様式 2 - 3

3. 管理者要件に関する項目（事業者と管理者が異なる場合に記入）

管理者が協同組合、協会、および共同企業体から成る場合は、構成するすべての個人、法人について、個人ごと、法人ごとに記載すること。

表中の法とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）を指す。表中の要領とは「建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領」を指す。

建設業法第5条又は、第15条に基づく許可、若しくは法第14条第6項に基づく許可を有している場合はその許可番号を記入	許可番号及び許可期間	
	(建設業法第5条又は、第15条に基づく許可)	
	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく許可)	

管理者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
(協同組合、協会、共同企業体である場合、本欄を記入したうえで構成する個人、法人を上欄に記入する)		
(ふりがな) 名称		住所

●上記の許可がある場合、以下は記入不要

法定代理人（管理者が要領（様式3）11号規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

要領（様式3）12号に規定する役員（管理者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（管理者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所

要領（様式3）12号、13号に規定する使用人（管理者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所

備考  
1 「法定代理人」の欄から「要領（様式3）12号、13号に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

事業者

は下記1号～14号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

管理者

- 1号 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2号 建設業法第二十九条第一項第五号若しくは六号に該当することにより一般建設業の許可若しくは特定建設業の許可を取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む以下この号において同じ。)により許可を取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者
- 3号 2号の許可の取り消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に処分の事業の全部の廃止届出をした者で当該届出の日から五年を経過しない者
- 4号 2号の許可の取り消しがあった場合あるいは3号に規定する期間内に3号の届出があった場合において、3号の通知の日前六十日以内に当該法人の役員若しくは使用人(註1)であった者又は当該個人の使用人(註1)であった者で、2号の許可の取り消しがあった場合には取り消しの日から、3号の届出があった場合には当該届出の日から五年を経過しない者
- 5号 建設業法第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6号 建設業法第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7号 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 8号 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で建設業法施行令で定めるもの(註2)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 9号 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- 10号 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 11号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 12号 法人でその役員又は使用人(註1)のうちに、1号から4号まで又は6号から10号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 13号 個人で使用人(註1)のうちに、1号から4号まで又は6号から10号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 14号 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(註1) 使用人とは、申請者の使用人で次のいずれかに掲げるものの代表者であるもの

本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)及び継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(註2) 建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものとは、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるものとする。

事業者 管理者 は上記1号～14号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称  
及び代表者の氏名)

地方機関の長 様

様式4

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土地		
事務所		
施設費		
車両・重機		
運営費		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

## 資 産 に 関 す る 調 書

年 月 日現在

資金の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

様式 5

令和 年 月 日

地方機関の長 様

事業者名称  
代表者

### 確 約 書

建設発生土の民間受入施設登録申請にあたり、下記のとおり対応することを確約します。

#### 記

- 1 建設発生土受入施設において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 2 建設発生土受入施設周辺に汚濁水、流出土砂等による影響があった場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 3 建設発生土受入施設外の道路について、次のとおり対応します。
  - (1) 土砂搬入・搬出により受入施設外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任において行います。
  - (2) 国・県道等から受入施設に至る道路について、土砂搬入・搬出による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は事業者の責任において行います。
- 4 現地審査及び現地パトロールの実施については、全面的に協力します。
- 5 報告は期限内に行います。
- 6 事業者の責任において、産業廃棄物を混入させません。
- 7 指導、勧告又は助言に対しては誠実に対応します。
- 8 要領に基づき登録を取り消されることに対し、異議はありません。
- 9 建設発生土の搬出は、島根県建設副産物処理要領に基づき行われるものであり、建設発生土受入施設への搬出を約束されないことを承知します。また、当方から島根県に対し、建設発生土受入施設への搬出を求めることはありません。

様式6

令和 年 月 日

地方機関の長 様

事業者名称  
代表者

建設発生土民間受入施設の完了届

標記について、下記の建設発生土受入施設への受入が完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 建設発生土受入施設の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 2 建設発生土受入施設の面積 ○○,○○○m<sup>2</sup>
- 3 建設発生土受入施設の容量 ○○,○○○m<sup>3</sup>
- 4 完了年月日 ○○年○○月○○日
- 5 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 6 担当者の氏名 ○○○○
- 7 連絡先  
TEL ○○○○-○○-○○○○  
FAX ○○○○-○○-○○○○

様式7

番 号  
令和 年 月 日

事業者名称  
代 表 者 様

地方機関の長 印

### 登録通知書

令和 年 月 日付けで提出された建設発生土の民間受入施設登録申請について審査した結果、建設発生土民間受入施設（ストックヤード・残土受入のみ）を指定処分地の候補として、島根県建設発生土常設受入施設一覧表に登録します。

#### 記

1. 受入施設の残容量について、毎年2月及び8月の7日までに報告すること。  
（ストックヤードの場合は、受入施設の残容量の報告に加え、土質区分（第〇種建設発生土）ごとの搬出可能土砂量を偶数月の7日までに報告すること。）

様式 7-2

番 号  
令和 年 月 日

事業者名称  
代 表 者 様

地方機関の長 印

### 不登録通知書

令和 年 月 日付けで提出された建設発生土の民間受入施設登録申請について審査した結果、下記理由により島根県建設発生土常設受入施設一覧表には登録しません。

#### 記

- 1 不登録の理由 ○○○○○○○○○○



様式 8

番 号  
令和 年 月 日

事業者名称

代 表 者 様

地方機関の長 印

### 建設発生土民間受入施設の是正勧告

標記について、下記のとおり建設発生土民間受入施設の是正を勧告します。  
(担当 : )

#### 記

- 1 建設発生土受入施設の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 2 建設発生土受入施設の面積 ○○,○○○m<sup>2</sup>
- 3 建設発生土受入施設の容量 ○○,○○○m<sup>3</sup>
- 4 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 5 担当者の氏名 ○○○○
- 6 連絡先  
TEL ○○○○-○○-○○○○  
FAX ○○○○-○○-○○○○
- 7 是正勧告の内容
- 8 改善報告の期限 令和○○年○○月○○日まで

様式 9

令和 年 月 日

地方機関の長 様

事業者名称  
代表者

建設発生土の民間受入施設登録申請における  
事業者等の適格化証明について

標記について、下記の業の許可を更新したので届け出ます。

記

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 建設発生土受入施設登録通知 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号  |
| 2 | 建設発生土受入施設名    | 〇〇〇〇残土処理場  |
| 3 | 更新した業の許可      | 建設業法第5条、第15条に基づく建設業の許可<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項<br>に基づく産業廃棄物処理業の許可 |
| 4 | 更新した業の許可番号    | (旧)<br>(新)   |
| 5 | 更新後の有効期間      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 6 | 更新した会社の所在地    | 〇〇市 〇〇町 〇〇番地   |
|   | 会社名           | 〇〇株式会社   |
|   | 代表者氏名         | 〇〇〇〇   |

(更新した業の許可書の写しを添付すること。)

様式 10

建設発生土民間受入施設の現地審査（パトロール調査）票

建設発生土受入施設の事業者名称

代表者名

建設発生土受入施設の場所	市(郡)	町(村)
--------------	------	------

開発行為等の許可に係る項目		
許可の種類		
許可番号		
許可年月日		
受入施設の状況	問題あり	問題なし
受入施設の表示看板の設置があるか		
事業範囲が杭等の目印により判別できるか		
出入り口が柵や施錠による管理がされているか		
受入（搬出）は随時可能か		
受入後の整地は事業者で行っているか		
ストックヤードの場合、搬出予定土砂が分別されているか		
ストックヤードの場合、積込を事業者で行っているか		
土砂の崩壊・流出による二次災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか		
受入施設の雨水等を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか		
受入施設外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか		
受入施設内の道路は、大型ダンプトラック（10t車）が通行するのに十分な幅員が確保されているか		
受入施設内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入施設外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか		
国・県道等より受入施設に至る道路は、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか		
産業廃棄物が混入されていないか		
廃止手続きがなされていない採石場の採掘跡地ではないか		
土工基準は、「道路土工—施工指針」に合致しているか		
事業計画のとおり盛土工工をしているか		
登録にあたっての総合判断 建設発生土民間受入施設に登録することは（可・否）である。	パトロールにおける意見	

（注）調査した受入施設に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

調査年月日 令和 年 月 日

調査者

様式 1 1

令和 年 月 日

地方機関の長 様

事業者名称  
代表者

残容量等報告書

民間受入地の登録申請及び審査要領4の規定に基づき、残容量等を報告します。

記

1 施設の名称

2 担当者の氏名

3 連絡先 電話  
FAX

4 残容量及び搬出可能量 (令和 年 月末 時点)

項 目		数量等
総 容 量		, m <sup>3</sup>
既 受 入 土 量		, m <sup>3</sup>
受入可能容量		, m <sup>3</sup>
搬出可能量 [ストックヤードのみ]	第1種発生土	, m <sup>3</sup>
	第2種発生土	, m <sup>3</sup>
	第3種発生土	, m <sup>3</sup>
	第4種発生土	, m <sup>3</sup>

※土量は、受入伝票等の集計による数値でよい。

5 受入・搬出実績 様式12のとおり



## 申請書事業計画概要記載例

項目		記載例・記載注意事項
1 事業名		<p>① 事業を特定するものなので、事業の種類を明らかにし、できるだけ地名等固有の名称を付したものとすること。</p> <p style="text-align: right;">〇〇残土処理場整備事業 △△ストックヤード整備事業</p> <p>〔記載例 → (発生土の受入のみの施設の場合) 〇〇残土処理場整備事業 → (ストックヤードとして受入+搬出施設の場合) △△ストックヤード整備事業〕</p>
2 担当者名・ 電話番号		<p>① 担当者名等は、連絡する場合に必要なものなので、手続きを設計会社等に代行させる場合でも、事業者としての担当者名等も併記すること。</p>
3 工事施行者名・ 管理者名		<p>① 工事施行者及び管理者が事業者と異なる場合に記載する。</p> <p>② 個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。この場合に宅地建物取引業、採石法等に係る商号があるときは、その商号も記載すること。</p> <p style="text-align: right;">〇〇市△△町××番地 島根太郎(島根商店)</p> <p>〔記載例 → 住所 〇〇市△△町××番地 氏名 島根太郎(島根商店)〕</p> <p>③ 法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。この場合に支店、営業所、出張所等が事業者となりうるのは、その所長等に代表権限がある場合に限られるので留意する</p> <p style="text-align: right;">〇〇市△△町××番地 〇〇会社△△支店 代表取締役△△支店長 島根太郎</p> <p>〔記載例 → 主たる事務所の所在地 〇〇市△△町××番地 名称 〇〇会社△△支店 代表取締役△△支店長 島根太郎〕</p>
4 開発協議	(1) 申請日	<p>① 開発協議書に記載した申請日を記載し、開発協議書の写しを添付すること。</p>
	(2) 県からの 通知書の	<p>① 県からの開発協議通知書の文書番号、通知日を記載し、開発協議通知書の写しを添付すること。</p> <p>② 県からの開発協議通知書の指導事項への対応がなされていることを証明する書類の写しを添付すること。</p>
5 事業区域	(1) 位置	<p>① 事業区域内の代表的地番及び筆数を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">〇〇市・郡 △△町・村 大字(字) ×××番地ほか○筆</p> <p>〔記載例 → 〇〇市・郡 △△町・村 大字(字) ×××番地ほか○筆〕</p> <p>② 当該受入施設が判別できる現況写真に範囲を明示して添付すること。</p>
	(2) 面積	<p>① 事業区域の全体面積を㎡単位で記載し、地番ごとの面積は土地一覧表によること。</p> <p>② 開発協議書に添付の土地一覧表を添付すること。</p>
6 事業費及び 資金計画	(1) 事業費	<p>① 事業費の総額を記載する。</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇円 用地取得費 〇〇円 造成費 〇〇円 〇〇費 〇〇円</p> <p>〔記載例 → 事業費 〇〇〇円 (内訳) 用地取得費 〇〇円 造成費 〇〇円 〇〇費 〇〇円〕</p>
	(2) 資金計画	<p>① 資金計画、資産状況について記載する。</p> <p style="text-align: right;">自己資金〇〇〇円、借入金〇〇〇円(△△銀行)</p> <p>〔記載例 → 自己資金〇〇〇円、借入金〇〇〇円(△△銀行) 詳細は、別添で様式4 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類及び資産に関する調書に記載する。〕</p>

項目		記載例・記載注意事項	
7 受 入 施 設 の 構 造 計 画 ・ 施 設 計 画	(1) 計 画 入 容 量 設	① 受入施設の計画容量をm3単位で記載すること。	
	(2) 土 工 基 準	① 受入施設の土工基準を記載すること。 〔記載例 → 盛土勾配〇度(1:△△)、盛土高〇〇m、高さ〇ごとに幅△mの小段を設ける。〕	
	(3) 盛 土 方 法 及 び 数 量 計 算 書	① 受入施設の盛土方法を具体的に記載する。 〔記載例 → 1) 使用機械 バックホウ〇〇m3級 台 ブルドーザ〇〇t級 台 2) 土砂をブルドーザで敷均し、〇〇cmまき出しで転圧する。 3) 盛土法面をバックホウのバケットで整形する。 4) 小段の仕上がった法面から、種子吹き付けを行う。〕 ② 施工に係る数量計算書を添付すること。	
	(4) 土 砂 流 出 対 策	① 事業実施中及び事業完了後の具体的な土砂流出対策、施設の管理者等を記載すること。 〔記載例 → 事業実施中及び事業完了後とも、土砂流出対策として沈砂池を設置し事業完了後は〇〇が管理する。〕 ② 沈砂池の有無について該当する方を〇で囲み、「有」の場合は設置数量及び形状を記載すること。	
	防 災 措 置 ・ 安 全 対 策	排 水 対 策	① 事業実施中及び事業完了後の具体的な排水対策、施設の管理者等を記載すること。 〔記載例 → 事業地内の雨水を素堀水路を設けて集水し、沈砂池を通して〇〇に排水し事業完了後の施設は〇〇が管理する。 → 事業地内の雨水を◇◇が管理する排水路(断面△△・延長△△)を通して〇〇に排水する。〕
			② 排水経路について、事業実施区域から主要な河川に至るまでの河川等の状況(河川の種類、利水の状況等)を具体的に記載し、位置図、現況図にその経路を表示すること。 〔記載例 → 雨水 素堀水路により集水、沈砂池 → 既設水路 → 二級河川〇〇川 (〇〇市管理) (青線 〇〇管理) 農業用水としての利用はない 新設 → 雨水 沈砂池、排水路新設 → 既設水路を改良 → 〇〇ため池 (青線 〇〇管理) 農業用水利用 管理者△△水利組合 ↓ 二級河川〇〇川 ← 普通河川〇〇川 (〇〇市管理) (〇〇町管理)〕
			③ 別添資料として、雨水に関する流域の流量計算書を添付し、水路断面の決定根拠を記載すること。
	不 法 投 棄 対 策	法 面 保 護 対 策	① 切土又は盛土によって生ずる法面保護対策を具体的に記載すること。 〔記載例 → 小段完成ごとに、盛土法面の全面に種子吹付けを行う〕
			② 盛土安定計算が必要な場合には安定計算を行い、有無欄へ〇記入と安定計算書を添付すること。 ③ 法止め土留擁壁等の施設を設置する場合は、構造計算書を添付すること。
	不 法 投 棄 対 策	不 法 投 棄 対 策	① 受入施設へ産業廃棄物等が不法に投棄されないための対策を具体的に記載すること。 〔記載例 → 受入地出入りに柵を設置し、終業時には施錠を行い外部からの侵入を防ぐ。〕
① 計画平面図に防災施設等(土砂流出対策施設、排水対策施設、不法投棄対策施設等)及び規模を記入すること。 ② 計画平面図に事業完了後の法面保護対策を表示すること。			

項目		記載例・記載注意事項
8 建設発生土の搬入計画・再利用土の搬出計画	(1) 受入計画	① 建設発生土の受入期間を記載する。 [記載例 → ○○年△△月から○○年△△月まで(但し、土日及び年末年始を除く)]
		① 建設発生土の受入時間帯を記載する。 [記載例 → 9:00~17:00 ]
		① 建設発生土の受入基準を記載する。 [記載例 → 第1種発生土から第4種発生土とし、産業廃棄物は受け入れない。受入土砂の土質試験結果を求める。 ]
		① 建設発生土の受入方法を記載する。 [記載例 → ダンプ容量を確認し、受入伝票を発行する ]
		② 受入伝票の様式(受入施設名、受入日時、受入量、受入土質、搬入元所在地、搬入元工事名、搬入元工事会社名、車両規格、ダンプ車番、受入担当者名、運転手名等を記載)を添付す
		① 建設発生土の受入にかかる車両の通行について、1日の通行述べ台数(最大及び平均)を記載する。 [記載例 → 10トン車 1日最大 ○○台 1日平均 ○○台 ]
		① 建設発生土の受入価格及びその要素を記載する。 [記載例 → 第1種発生土~第3種発生土 ○○○○円 内訳:受入土砂敷均し、防災対策費、環境対策費、一般経費 ]
	② 詳細な価格決定根拠を添付すること。	
	① 建設発生土の受入土量の管理方法を記載する。 [記載例 → 受入土量日報及び月報により管理する。 ]	
	② 受入土量日報及び月報の様式(搬入元所在地、搬入元工事名、搬入元工事会社名、受入日、受入量、受入土質等それぞれの要素での累計について記載)を添付すること。	
	(2) 搬出計画(ストックヤードの場合のみ)	① 建設発生土の搬出期間を記載する。 [記載例 → ○○年△△月から○○年△△月まで(但し、土日及び年末年始を除く)]
		① 建設発生土の搬出時間帯を記載する。 [記載例 → 受入時間帯と同じ。 ]
		① 建設発生土の搬出(販売)基準を記載する。 [記載例 → 第1種発生土から第3種発生土 → 第3種発生土のみ ]
		① 建設発生土の搬出(販売)方法を記載する。 [記載例 → ダンプ容量を確認し、搬出(販売)伝票を発行する ]
② 搬出(販売)伝票の様式(搬出施設名、搬出日時、搬出量、搬出土質、搬出先所在地、搬出先工事名、搬出先工事会社名、車両規格、ダンプ車番、搬出担当者名、運転手名等を記載)を添付す		
① 建設発生土の搬出にかかる車両の通行について、1日の通行述べ台数(最大及び平均)を記載する。 [記載例 → 10トン車 1日最大 ○○台 1日平均 ○○台 ]		
① 建設発生土の販売価格要素を記載する。 [記載例 → 第1種発生土~第3種発生土 ○○○○円 受入土砂ダンプ積込み、防災対策費、環境対策費、一般経費 ]		
② 詳細な価格決定根拠を添付すること。		
① 建設発生土の搬出(販売)土量の管理方法を記載する。 [記載例 → 搬出(販売)土量日報及び月報により管理する。 ]		
② 搬出(販売)土量日報及び月報の様式(搬出先所在地、搬出先工事名、搬出先工事会社名、搬出日、搬出量、搬出土質等それぞれの要素での累計について記載)を添付すること。		



項目	記載例・記載注意事項
(3) 周辺道路の整備状況	<p>① 受入施設への土砂の搬入又は搬出に係る車両が通行する経路について、事業区域から主要な県道、国道等に至るまでの道路の状況(道路の種類、幅員等)を具体的に記載し、位置図、現況図にその経路を表示すること。</p> <p>〔記載例〕</p> <pre> 事業区域 → ○○市道(舗装、幅員△m) → ○○県道(舗装、幅員△m)                 ↑                 進入路××m                 (約□km)                 ・途中に小学校がある                 ・住宅密集地(約△△戸)を通る  事業区域 → ○○農道(○○町管理、未舗装、幅員△m) → ○○町道                 (約□km)                                (舗装、幅員△m)                 ↓  (約□km)                 ○○国道                 (舗装、幅員△m)           </pre>
(4) 道路対策のよこ	<p>① 受入施設から車両が搬出する際の道路のよごれ対策を記載する。</p> <p>〔記載例〕 → 受入施設内に車両のタイヤ洗浄機を設置するとともに、終業時に散水車で道路清掃を行う。〕</p> <p>② 水を使用し洗浄する場合は、その水源について記載する。</p>
(5) 搬出ストックヤードの土砂の分別	<p>① スtockヤードとして整備する場合において、再利用土砂として搬出(販売)するための土砂の分別方法を具体的に記載する。</p> <p>〔記載例〕 → 1) 受入の際に受入土砂の土質試験結果を求める。            2) 土質試験結果の種類(第○種発生土)ごとに、ヤード内に分別し集積、転圧する。            3) 注文のあった、(第○種発生土)をバックホウにて、注文先のダンプに積込む。            4) 搬出(販売)伝票とともに、土質試験結果の写しを渡す。〕</p> <p>② 大気汚染防止法にかかる届出書の写しを添付すること。</p> <p>③ 計画平面図に受入れた土砂を再利用土砂として、分別するヤード部分を表示すること。</p>
9 地元住民等の同意	<p>(1) ① 地域住民への事業計画の説明状況を記載すること。</p> <p>〔記載例〕 → ○○年○○月○○日 ○○地区で説明会を実施            ○○年○○月○○日 ○○地区自治会長に説明〕</p> <p>(2) ① 同意の相手先を記載する。            ② 同意書の写しを添付すること。</p>